

議案第15号

新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成15年新座市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（排出禁止物）</p> <p>第9条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 資源の有効な利用の促進に関する法律第<u>2条第14項</u>に規定する指定再資源化製品のうち、市長の指定するもの</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（排出禁止物）</p> <p>第9条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 資源の有効な利用の促進に関する法律第<u>2条第12項</u>に規定する指定再資源化製品のうち、市長の指定するもの</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

提 案 理 由

資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。